

宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針（素案）

2023年●月

環境省自然環境局国立公園課

（宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会）

目次

第1章 基本的な事項.....	2
1. 背景及び本方針の位置づけ.....	2
2. 現状と課題.....	4
(1) 「国立公園の宿舎事業のあり方について」対応策の実施状況のレビュー.....	4
(2) 滞在型・高付加価値観光の推進に向けた今後の課題.....	7
3. 国立公園の利用の高付加価値化により目指す方向性.....	9
(1) 最大の魅力は自然そのもの.....	10
(2) 保護と利用の好循環の仕組みづくり.....	11
(3) サステナビリティの実践.....	11
(4) 利用者への感動体験の提供.....	11
(5) 利用ゾーニングの導入とインタープリテーション計画の作成.....	12
(6) 高付加価値な宿泊施設における高付加価値な宿泊体験の提供.....	13
(7) 地域活性化・地域への貢献.....	13
(8) 公園外も含めた広域的な視点.....	13
第2章 先端モデル事業の進め方.....	14
4. 最先端事例の創出に向けた基本的な方針.....	14
(1) 国立公園スケールにおける基本的な方針.....	14
(2) 利用拠点スケールにおける基本的な方針.....	15
(3) 宿泊施設スケールにおける基本的な方針.....	15
5. 【フェーズ1】候補となる対象公園の選定と基本構想の検討.....	17
(1) 候補となる対象公園の選定の考え方.....	17
(2) 候補となる対象公園における基本構想（案）の検討.....	18
6. 【フェーズ2】先端モデル地域（利用拠点）における最先端事例の創出.....	19
(1) 先端モデル地域（利用拠点）の選定の考え方.....	19
(2) 先端モデル地域（利用拠点）における具体の取組実施.....	20
7. 今後の課題.....	21
参考資料集.....	22

第1章 基本的な事項

1. 背景及び本方針の位置づけ

(国立公園満喫プロジェクトの経緯)

- 環境省は、政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年)に基づき、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクト(以下、「満喫プロジェクト」という。)を推進してきた。
- 2018年には「国立公園の宿舎事業のあり方について」¹をまとめ、国立公園の宿舎事業が目指す方向性として、①国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供と、②既存エリア・施設の再生・上質化を挙げ、今後の対応策を取りまとめた。
- これを踏まえ、2019年に国立公園事業等として分譲型ホテル等を認可等する際の審査基準を新たに設定するとともに、国際観光旅客税も活用しながら、上質な宿泊体験やアクティビティ・食事等を組み合わせたグランピング事業等の促進、廃屋撤去等による景観改善と跡地の民間活用等を通じた利用拠点の上質化、自然体験コンテンツの造成やガイド等の人材育成等に取り組む等、ハード及びソフト両面の取組を進めてきた。
- このような中で、2019年から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、国立公園においても国内外の利用者が激減し、地域経済に甚大な影響が生じた。
- ウィズコロナ・ポストコロナの時代に対応するため、2020年8月に「国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針」(満喫プロジェクト有識者会議決定)²を取りまとめた。この中で、これまで満喫プロジェクトに取り組んできた「先行的、集中的な取組を実施する8公園」³「+3公園」⁴(以下、「先行公園等」という。)での実績を踏まえて、全34国立公園の全体的な底上げ・水平展開を図るとともに、垂直展開として、先行公園等のうち、さらに高みを目指し集中・総合的な取組を行う公園及び周辺地域で集中的な取組を実施し、外国人から訪問先として選好される「世界からの destinations」となるモデルを創ることとした。
- 満喫プロジェクトの水平展開については、コロナ禍において国内誘客促進や地域の事業者への支援に重点を置いて満喫プロジェクトの取組を推進する中で、2021年4月

¹ 参考資料1

² 参考資料2

³ 阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島

⁴ 支笏洞爺、富士箱根伊豆、中部山岳

に自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）を改正し、地域の魅力を活かした自然体験活動を促進する「自然体験活動促進計画制度」及び魅力的な滞在環境を整備する「利用拠点整備改善計画制度」を創設し、国際観光旅客税等も活用しながら、順次全 34 公園及び国定公園への展開を進めているところである。

- 他方、満喫プロジェクトの垂直展開として、さらに高みを目指し集中・総合的な取組を実施し、外国人から訪問先として選好される「世界からのデスティネーション」となるモデルをつくる取組については、コロナ禍で国内誘客に重点を置く中で進捗できていない状況だった。

（インバウンド回復に向けて）

- 2023 年 3 月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の 3 つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の 3 つの戦略に取り組むこととしている。
- インバウンドが急速に回復する中、観光立国推進基本計画も踏まえ、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進する必要がある。
- このため、環境省では、今般、新たに満喫プロジェクトの垂直展開として、国立公園の利用の高付加価値化を目指し、高付加価値な宿泊施設及びそこでの宿泊体験の提供を中心とした利用拠点の面的な魅力向上について、モデル地域を設定し取り組むこととした。

（本取組が目指すもの）

- 今回のモデル事業においては、国立公園スケールにおいて国立公園のビジョン⁵を踏まえた利用のゾーニングを行い、来訪者に提供する感動と学びをまとめたインタープリテーション計画を策定し、自然資源に応じた自然体験アクティビティ等を展開していく。民間提案を踏まえ、地域とのマスタープラン策定（合意形成）を通じて、広域的な利用の観点も踏まえて宿泊事業の適地を新たに発掘し、公園計画に宿舍計画として新たに位置づける等して、魅力的な利用拠点をつくる。利用者に、国立公園ならではのサステナビリティや、自然環境や地域社会へのレスポンシビリティの観点を含む高付加価値な宿泊施設での滞在と、そこを拠点とした自然体験アクティビティ等の提供が連動した国立公園ならではの魅力的な宿泊体験を提供する。さらに、宿泊事業者が国立公園内で宿泊施設を営むことによる利益を、周辺地域の自然保護や利用施設の整

⁵ 自然環境や土地利用状況等国立公園毎の特徴を踏まえた、国立公園の望ましい姿（国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、国立公園が提供すべきサービス（役割）、国立公園の価値や保全・利用の目標を示したもの。

備や管理に還元するような、利用者からの対価を保護に再投資していく仕組みを地域と連携して構築する。これにより、世界からの目的地となる最先端の宿泊体験を提供することを目指す。

(本方針の位置づけ)

- 本方針は、このような背景のもと、国立公園の利用の高付加価値化に向けて、民間提案を取り入れつつ、宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上に取り組むにあたっての方向性と最先端モデルの構築の具体的手順を整理したものである。
- 第1章については、国立公園全体に適用する方向性をまとめたものであり、第2章については先端モデル事業について適用するものである。将来的には、本事業で得られた知見を踏まえて必要な見直しを行い、他の公園での取組にも広げていくことも想定している。
- 本方針については国立公園満喫プロジェクト有識者会議の下、8名の有識者からなる「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の魅力向上検討会」⁶（以下、「検討会」という。）を設置してヒアリングや議論を行い、それを踏まえて環境省がとりまとめたものである。

2. 現状と課題

(1) 「国立公園の宿舎事業のあり方について」対応策の実施状況のレビュー

「国立公園の宿舎事業のあり方について」（2018年環境省）では、国立公園の宿舎事業の新たな政策展開として、①国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供、②既存エリア・施設の再生・上質化、の2つの方向性を目指すこととし、対応策を取りまとめた。その実施状況を以下にレビューする。

①「国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供」の実施状況

2018年の検討においては、国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験（宿泊とそこを中心に提供するアクティビティ等の体験を併せて「宿泊体験」という。）の提供として、「自然や文化への理解が深く、その土地にふさわしい本物の体験に価値を感じる旅行者に向けた宿泊施設は、小規模で風景と調和し、徹底した環境の取組が求められる。これらが事業としても持続可能であるためには、高付加価値⁷なサービスとしていくことが必要。」とし、

⁶ 参考資料3

⁷ 高付加価値とは、施設が高級で豪華なものとは限らず、質の高いアクティビティやホスピタリティの提供、環境保全の取組の観点等から優れていることを意味するものとされた。

新たな宿泊体験のイメージとして、小規模で高付加価値なホテル、グランピング、再生古民家を挙げ、こうした国立公園の魅力の世界に発信するような宿泊体験を充実させるための今後の対応策を次の通りにまとめた。

<国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の充実に向けた今後の対応策（2018年）>

- 国立公園の利用に関係する地域の様々な関係者の意見を聞きつつ、民間の視点を取り入れながら、自然環境の保全と事業性の両方の観点から、新たな場所での事業の実施も含めて適地の検討を進めていく。
- 特別地域において、新たに公園計画を追加して公園事業の決定規模等により限定的に事業を認めるような場合には、経営能力や宿舎の運営方針を踏まえ、公募等により適切な事業者を選定し、経営状況をモニタリングしながらサービスの質を維持していくことを検討する。
- 満喫プロジェクト全体の取組と連動し、その土地にふさわしい自然や文化を体験できるアクティビティの提供についても検討する。

- 国立公園に高付加価値な宿泊施設を誘致するため、2019年9月に分譲型ホテル等の認可基準を設定した。なお、2023年5月時点で認可を受けたのは1社のみであり、今後この活用について広報していくことが必要である。
- また、2021年に観光庁の「上質な宿泊施設の開発促進事業」（地方における高付加価値な宿泊施設の誘致に意欲的な自治体・DMOと宿泊施設運営会社やデベロッパー等を引き合わせるマッチング事業）のうち、国立公園内の案件形成に協力した。
- 国立公園内への上質なホテル・旅館の進出は、2023年3月時点で144件⁸あった。
- 多様な宿泊体験の提供の一環として、グランピングを推進するため、国立公園におけるグランピング等促進事業として、2022年までに16国立公園にて、民間事業者の主体的な取組を支援し、地域資源を活用したアクティビティや食事等と組み合わせたグランピングを提供し、民間事業者によるグランピングの提供が一定程度進捗した。
- なお、ホテル開発事業者へのヒアリングでは、国立公園における高付加価値な宿泊施設の設置が進んでいない理由として、コロナ禍における投資環境の冷え込みが大きな原因との指摘があった。
- 地域資源の新たな魅力や価値を創出し、地域の活性化につなげていくため、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫してもらうような滞在を増やしていくことが重要であり、高付加価値で多様な宿泊を体験として提供していくこ

⁸環境省が外部の格付け機関に高い評価を受けている施設数を集計。なお、2022年度から集計方法を変更しているため変化は把握できていない。また、小規模な宿泊施設に限定していないことにも留意が必要。

とが課題となっている。

- 国立公園の魅力の世界に発信するような宿泊体験を充実させていくためには、国立公園全体の利用のゾーニングを考えた上で、国立公園の利用計画として新たなニーズに対応した宿泊体験の提供が必要かどうかを、国立公園の将来像と共に満喫プロジェクトの地域協議会や総合型協議会 の場などを通じて地域の関係者と共有することが重要である。
- その他の課題として、国立公園全体の利用のゾーニングを考えた上での国立公園の利用計画として必要な宿泊体験の提供が検討されていないこと、宿泊施設とその土地にふさわしい自然や文化を体験できるアクティビティの提供の連携が不十分なこと、国立公園の保全管理への還元が進んでおらず、地域への波及効果をさらに高めていくことが必要なこと、等が挙げられる。

②「既存エリア・施設の再生・上質化」の実施状況

2018 年の検討においては、既存エリア・施設の再生・上質化として、「既存の開発エリアや施設では定期的な設備投資等により質を維持しつつ、劣化した施設の再生と上質化により、増加する訪日外国人旅行者等の新たな利用者ニーズに対応。」とし、特に集団施設地区等の再生については次の通りまとめた。

<既存エリア・施設の再生・上質化に向けた今後の対応策（2018 年）>

- 集団施設地区等において地元自治体と複数の民間事業者がまとまって、地域の再整備（景観デザインの統一、電線地中化、廃屋の撤去等）を総合的に実施する事業に対する支援制度について検討する。
- 地域の再整備にあたっては、地域の関係者がマスタープランを作成、共有して官民協働で取り組むことが重要であり、公的資金による事業だけでなく、新たな民間投資を呼び込むことも検討する。

- 集団施設地区等において、地元自治体と複数の民間事業者がまとまって、地域の再整備を総合的に実施する事業に対する支援をするため、2019 年度から国際観光旅客税を活用した支援を創設。廃屋撤去や外観修景、利用が低下した施設のリノベーションなど滞在環境の上質化を面的に推進している。
- 2021 年に自然公園法を改正し（2022 年 4 月施行）、自然体験コンテンツの促進や利用拠点の再生・上質化のため、地域の主体的な取り組みを促す仕組みとして、「利用拠点整備改善計画制度」を創設した。
- 「先行的、集中的な取組を実施する 8 公園」「+ 3 公園」を中心に、25 以上の拠点において補助事業を活用した取組を実施。2023 年 6 月現在、利用拠点整備改善計画について、1 地区が認定申請中、2 地区で策定に向けた検討を開始した。

- 株式会社地域経済活性化支援機構と包括的連携協定を締結し、「観光遺産産業化ファンド」等の活用により、民・官・公・金の連携で国立公園の豊かな自然を活かした地域経済の活性化を進める取組を上信越高原国立公園及び阿寒摩周国立公園、伊勢志摩国立公園において実施している。
- 新たな廃屋化の防止に向けて、中小企業庁や中小企業活性化協議会と連携し、経営が立ちゆかなくなる前に事前相談できるよう情報共有の取組を実施している。
- 官民連携の利用施設の魅力向上の取組として、公共施設の民間開放を推進している。ビジターセンター、展望台、キャンプ場等の環境省直轄施設に民間事業者を導入し、公園サービスの質的向上を図った。(2023年3月時点で13か所実施)
- 個別事業の実施事例は拡大しているものの、利用拠点におけるビジョンの共有や面的な取組拡充への移行が今後の課題である。

(2) 滞在型・高付加価値観光の推進に向けた今後の課題

(利用のニーズへの対応)

- 近年、ライフスタイルが多様化し、個人の興味や関心に基づいて特定の目的や本物の価値（オーセンティック）を求める旅行ニーズを始めとした多様な旅行ニーズが増加している。
- コロナ禍において、自然や健康への関心が高まり、キャンプや登山等のアウトドア活動の人気の高まりや、自然の中で滞在してリモートワークを行うワーケーションへの関心が見られる。
- 富裕者層においては、コロナ禍を経て、長期滞在、社交的な旅、健康やウェルネスを目的とした旅行、モノではなく体験にお金を使う旅行、サステナブルでエコフレンドリーな旅行、価値観の自己変革のための体験を求める傾向が指摘されている。⁹
- インバウンドには、日本のオーセンティックな精神文化、自然との共生を具現化した事物や慣習、祭事等が魅力的で興味深いと捉えられている。
- アドベンチャートラベル（AT）¹⁰について、海外では人気が高まっており、日本においても国立公園等での展開が期待されている。AT旅行者は、旅行を通じて自分自身

⁹ International Luxury Market (ILTM) 「BUZZ vs. REALITY」(2022年9月)

<https://www.iltm.com/content/dam/sitebuilder/rxuk/iltm-portfolio/documents/BUZZ-VS-REALITY-Edition-1-Asia-Pacific.pdf.coredownload.623918751.pdf>

¹⁰ アドベンチャートラベルとは、自然の中でのアクティビティや異文化体験を通じて、地域の人々と双方向で触れ合い、その土地の自然と文化をより深く知ることで自分の内面が変わっていくような旅行スタイルをいう。国際的なアドベンチャートラベル業界団体「Adventure Travel Trade Association (ATTA)」は、ATを「アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」と定義している。

の変化や視野の拡大、学び等を得ることを目的としており、個々のコンテンツの質の高さは当然として、旅行者それぞれの興味・関心に応じたテーマストーリー性のある滞在プランなど、その地域ならではの体験を求めていることが特徴である。

- これらの利用のニーズに対応しつつ、地域の自然資源の適切な利用を推進する必要がある。

(サステナビリティ・レスポンシビリティ・ネイチャーポジティブへの対応)

- 近年、サステナブルツーリズム¹¹が注目されている。訪日外国人旅行者の意向調査において、サステナブルな取り組みとして、利用の対価の一部を野生動物保護にあてる体験プログラムへの参加やカーボンオフセット商品の利用等が望まれており、目的地の設定にあたってはサステナビリティも重要な要素のひとつとなっている。¹²
- これまで、国立公園においては、ゼロカーボンパーク¹³の取組を通じて、電気自動車等の活用や優遇措置、施設の脱炭素化、自家消費型の再生可能エネルギー発電施設の設置、ビジターセンター等のカーボンオフセット等の取組が推進してきたところ。国立公園だからこそ、サステナビリティに対応し、脱炭素化、脱プラスチック、廃棄物対策、水資源利用、地産地消等の取組を通じて、持続可能な地域づくりに貢献する取組をより一層推進する必要がある。
- サステナブルツーリズムからさらに踏み込んで、旅行者が地域社会や環境に与える影響に配慮し責任を持つというレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）や、地域の環境・社会・経済をより良くする（再生する）というリジェネラティブツーリズム（再生型観光）という観光の考え方も生まれている。
- 2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」において、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、国立公園は保護地域として重要な役割を持つ。また、COP15に向けて世界ツーリズム協会

¹¹ 世界観光機関（UNWTO）はサステナブルツーリズムを「現在および将来の経済、社会、環境面のインパクトを十分に考慮し、訪問者、産業界、環境およびホスト・コミュニティのニーズに対応する観光」と定義している。

¹² DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 2022 年度版」
<https://www.jtb.or.jp/wp-content/uploads/2022/10/report-DBJ-JTBF-asiaeuro-survey-2022-covid19-4.pdf>

¹³ 国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、訪れる国内外の人たちに脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験して頂く場作りを目指し、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録している。

(WTTC) が出したネイチャーポジティブツーリズムに関するレポート¹⁴においては、旅行が「生物多様性の損失を助長する可能性があるが、生物多様性の保全を促進することも可能」とし、特定の活動の回避や旅行者への普及啓発といった生物多様性損失の軽減策だけでなく、直接的な保全活動の実施や保全への寄付といった生物多様性の再生に寄与する要素を旅行に盛り込むなどの取組を推奨しており、ツーリズムがネイチャーポジティブにとって重要な役割を果たすことができることを示している。

- 国立公園だからこそ、自然環境や地域社会に責任ある観光を公園事業者や観光事業者とともに進めていく必要がある。

(高付加価値な宿泊施設及びそこでの宿泊体験の提供)

- 従来の国立公園においては、地域の自然資源に応じたアクティビティの推進やアクティビティと連動した施設計画は十分に行われていない。自然体験アクティビティ等と連携した高付加価値な宿泊施設を提供し、多様なニーズに対応した高付加価値な宿泊体験を提供することで、国立公園に利用者を惹きつけ、滞在日数を延ばし、地域経済を活性化する。
- 利用者に、国立公園ならではのサステナビリティやレスポンスビリティの観点を含む高付加価値な宿泊施設での滞在と、そこを拠点とした自然体験アクティビティ等の提供が連動した国立公園ならではの魅力的な感動体験を提供する。
- 広域的な観点を踏まえた誘客や滞在利用の推進、ハード（宿泊施設等）とソフト（アクティビティやサービス等）とが一体となった利用拠点の面的な魅力向上を実施し、利用者に感動体験を提供するとともに、地域における保護と利用の好循環の実現を目指す必要がある。

3. 国立公園の利用の高付加価値化により目指す方向性

国立公園における利用の高付加価値化とは、単に富裕層を対象として高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供することを指すのではない。国立公園だからこそ守られてきた魅力的な自然を基盤として、その土地の自然・文化・歴史・社会を踏まえた国立公園ならではの本物の（オーセンティック）体験を提供することで、利用者の考え方や人生観にまで影響を及ぼす（トランスフォーメーション）感動を与えることを指す。

このためには、国立公園における人と自然の物語（ストーリー）整理し、利用者の興味や関心に沿った形で伝えることで本物の感動体験を提供する。利用者側は感動体験を提供

¹⁴ Nature Positive Travel & Tourism(2022年9月、WTTC)

<https://wtcc.org/Portals/0/Documents/Reports/2022/Nature-Positive-Travel-And-Tourism.pdf>

する国立公園の自然や地域に貢献する（レスポンシブル・リジェネラティブ）という保護と利用の好循環を通じて、ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる）につなげていくという考え方が重要である。

<コラム：国立公園のブランドプロミス>

国立公園では、その提供価値を「多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ることで、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる」と整理し、ブランドメッセージを「その自然には、物語がある」と定めている。また、ブランドプロミスとして、国立公園は来訪者や地域に対し、「感動的な自然風景」「サステナビリティへの共感」「自然と人々の物語を知るアクティビティ」「感動体験を支える施設とサービス」を約束する。ブランドプロミスの体現を通じて、国立公園の利用の高付加価値化を図っていく。

国立公園の利用の高付加価値化においては、環境省レンジャー（国立公園管理官・自然保護官）が地域のコーディネーターとして方向性を取りまとめていく重要な役割を果たしていることが指摘されており、地域の多様な主体と一体となって公園管理や魅力の発信に取り組んでいく。

以下、検討会における議論の結果として、国立公園の利用の高付加価値化による目指すべき方向性として必要な要素を次の（１）～（８）に取りまとめた。

（１）最大の魅力は自然そのもの

- 国立公園満喫プロジェクトの基本的な視点「最大の魅力は自然そのもの。自然環境の保全を進め、自然そのものの魅力を生かすことにより利用の推進を図る。」を重視する。
- 国立公園の利用の高付加価値化において最も重要なのは、感動を与えるための基盤たる自然環境・自然資源であり、それがあってこそその国立公園の利用（観光）であること、自然環境の保全が基本であることを、国立公園内で事業を営む民間事業者を含めて認識する。
- 国立公園における新たな資本主義は、自然が基本。民間事業者、地域住民、来訪者等の関係者全員が良好な状態（ウェルビーイング）で自然環境からの利益を享受するとともに、その地域ならではの唯一無二の感動や体験を来訪者に提供するために「何を守るべきか」について共通認識を持ち、全員が自然環境に責任を負うという観点を持つ。
- 基盤となる自然環境や地域社会に影響が及ぶ懸念がある場合は、適切なルールを定めるとともに、モニタリングの項目・体制・評価の仕組みをあらかじめ設定する。必要に応じて、自然公園法に基づく利用拠点整備計画や自然体験活動促進計画、利用調整地区制度、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想なども活用する。

(2) 保護と利用の好循環の仕組みづくり

- 保護と利用の好循環を通じて自然資源を磨き上げ、自然環境にとっても利用がプラスの影響をあたえることを目指し、国立公園におけるネイチャーポジティブに取り組む。
- 従来国立公園で個別に取り組んできた利用のルールづくり、限定体験やキャパシティコントロールの推進、利用者負担等に加え、宿泊事業者が国立公園内で宿泊施設を営むことによる利益を、周辺地域の自然保護や利用施設の整備・維持管理に還元するような、利用者からの対価を保護に再投資していく仕組みを地域と連携して構築する。
- 加えて、来訪者が国立公園で得た感動体験により、その感動した自然風景を守りたい・良くしたいという気持ちを持ち、自然環境の保全への理解が拡大していくサイクルを生む。

(3) サステナビリティの実践

- 国立公園におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組をより一層進め、エネルギーの自給やゼロエミッション等の面からも持続可能性を考慮した環境対策を行い、地産地消を通じて地域社会の持続性にも貢献することにより、利用者がサステナビリティを体感し、サステナビリティの重要性に共感できるような取組を進める。
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現として、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等、人・社会・環境に配慮したエシカル消費・エシカルライフを目指す観光地のモデルを目指す。
- ま国立公園の豊かな自然資源を土台として地域の生活・文化が醸成され、日本らしい持続可能な暮らしが営まれてきたこと、里地里山や里海などから自然の恵みを持続的に享受してきたこと、時には自然の脅威を巧みにいなし受け入れてきたことなども、日本らしいサステナビリティのひとつとして体感できるようにする。

(4) 利用者への感動体験の提供

- 利用者が、本物に触れて、感動と学びを得て、トランスフォーメーション（教化）をすることを旨とする。このため、国立公園の多様な風景と地域の歴史・文化・生活が凝縮された物語（ストーリー）を明らかにし、その地域ならではの提供価値や来訪者に望まれる体験を提供する
- 日本の国立公園ならではの体験価値として、美しい自然の中での精神文化や伝統、地域の人々の生き様等、目に見えない価値や、自然と文化が入り交じった魅力がある。こういった価値について、地域社会へのリスペクトをしながら利用者に提供していく。

- 日本人には当たり前に見える人間以外の動植物が山や川などの自然物にも魂が宿るといふ日本の自然観、自然との共生を具現化した事物が慣習、祭事には非常に大きな資源。インバウンドにとってこれらを把握し継承していくことが必要であり、継承するための活動・体験自体も価値を有する。
- 地域の関係者（環境省、行政、観光事業者含む）は利用者に感動体験を与えることが、単純に利用者や消費額の増加による地域への裨益につながるだけでなく、その国立公園への愛着を強め、保護への理解と貢献を促すことにつながることを認識して取り組む。
- 利用のルールづくり、限定体験やキャパシティコントロールの推進、利用者負担等により、利用者に感動体験を提供し、協力金等により保護に還元される仕組みを構築する。
- 自然体験アクティビティについては、国立公園ならではの高付加価値な体験となるよう、安全対策や環境への貢献などの観点を含め、「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン¹⁵」の発展的項目（フェーズ2）を満たすものとする。

（5）利用ゾーニングの導入とインタープリテーション計画の作成

- 多様なニーズに対応し、国立公園ならではの魅力を来訪者に伝え、忘れられない唯一無二の感動体験を提供するためには、地域の利用ポテンシャルに応じた利用の展開が必要である。このため、国立公園全体を俯瞰して自然環境の質や資源の分布、利用形態等に応じて一定のまとまりをもったエリア毎の利用の方針を示す利用のゾーニングを導入する。
- 利用のゾーニングごとに、情報の提供と啓発の計画（インタープリテーション全体計画）を作成し、これに基づいてアクティビティの提供、利用のルールづくり、利用拠点や施設の整備などが行われることを目指す。
- インタープリテーション¹⁶全体計画は、何をいつどこで誰が誰にどのように伝えるべ

¹⁵ コンテンツ造成、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の三つの観点から、高付加価値化の促すもので、令和4年に環境省が作成。事業者自らがセルフチェックをして、品質を確保することに役立つ。基本的項目（フェーズ1）、発展的項目（フェーズ2）で構成される。

https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/experience_guideline.pdf

¹⁶ インタープリテーションとは、地域の魅力や価値を来訪者と共有するためのコミュニケーションであり、自然環境や風景、文化財などが持つ固有の価値やストーリーを来訪者と共有し、来訪者と地域資源との間に特別なつながりをつくる触媒となるもの。また、インタープリテーション全体計画は地域ならではの自然体験アクティビティ等の造成につなが

きか（5W1H）が整理され、地域が一体となって来訪者に感動体験を提供する上での重要な計画となる。

（6）高付加価値な宿泊施設における高付加価値な宿泊体験の提供

- 国立公園内の宿泊施設については、各地域の利用のゾーニングを踏まえ、その地域にふさわしい自然を満喫するための体験の提供としての宿泊のあり方を管理運営計画や利用の行動計画で定めること等により、地域の関係者とも共有することが重要である。
- 利用者が長期滞在できるような施設及び宿泊体験を提供する。

（7）地域活性化・地域への貢献

- 国立公園のブランド化により、地域活性化を目指す。地域活性化により、地域の事業者が存続し、それによって環境が守られることを認識すること。利用者数だけでなく、一人あたり消費額も含めた体積が重要である。
- 地域における協働体制を構築し、地域資源の価値共創を進めることが重要であり、特に外資系企業等の外部資本については、地域の事業者との共生を含め、どのように地域に関わるかの観点を持つ。
- 地域の人々が関心を持ち、地域の魅力を再発見することにつなげるのが重要である。地域全体として公共空間・施設（パブリック）を共有し合うまちづくりを地域一帯となって進める観点を持つ。
- 地域に経済効果が波及し、地域の社会歴史文化や自然環境保全に貢献するよう、地域全体でのサプライチェーンの構築の観点を持つ。
- 地域活性化につなげることで、地域が持続し、それにより環境が守られることを認識する必要がある。国立公園による地域への貢献を積極的に見える化をしていく。

（8）公園外も含めた広域的な視点

- 国立公園外の拠点都市（母都市）と国立公園内の利用拠点をつなぐ利用ルート、あるいは、利用拠点間をつなぐ利用ルートも視野に入れて、必要な宿泊施設の位置や提供する宿泊体験の内容を考える。長期滞在につなげるためには、ロングトレイル等広域的な利用を可能とする取り組みを講じていく。

るものであり、計画に位置付けられた国立公園のストーリー・提供価値に基づき、ハード・ソフト両面の整備が一貫して行われることにより、統一されたブランディングが進み、「感動と学び」の空間デザインが進む。加えて、当該地の施設整備の方針やルール・規制の設定指針（その理由の共有）にもつながるもので、観光や開発に寄った考えが生じた場合に常に立ち返り、何を守るべきか判断するのに役立つ。

第2章 先端モデル事業の進め方

4. 最先端事例の創出に向けた基本的な方針

- 環境省は、国立公園の利用の高付加価値化に向けて、民間提案を取り入れつつ、官民連携にて国立公園利用拠点の面的な魅力の向上に取り組み、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進する。
- 具体的には、満喫プロジェクトの垂直展開として更なる高みを目指し、「世界からの destinations」となるモデルを創る公園において、自然環境・自然資源に応じた利用の方針や伝えるべき感動体験を整理し明らかにする。その上で、その地域ならではの自然体験アクティビティと宿泊が一体となった質の高い利用（利用の高付加価値化）を実現する利用拠点を目指し、地域関係者や民間事業者と連携し、最先端事例の創出を進める。これにより得られた知見を全34公園における満喫プロジェクトの推進に活用していく。
- このため、まずは候補となる公園を複数選定し、利用の高付加価値化に向けた基本構想の検討を進める中で、推進枠組みも含めた実現可能性を検討し（フェーズ1）、その上でモデル地域となる利用拠点を絞り込み、具体の事業を実施していく（フェーズ2）。
- 国立公園内の宿泊施設は、公園計画（施設計画）に基づく公園事業認可等又は開発許可を受けて設置されるが、従来の国立公園においては、環境大臣が審議会等の意見を聞いて公園計画を決定してきた。本取組では、事業の初期段階から民間提案を取り入れつつ事業適地の発掘や計画策定、事業実施を進める。
- スケールに応じて必要な取組等が異なるため、国立公園スケール・利用拠点スケール・宿泊施設スケールに分けて基本的な方針を記載する。

(1) 国立公園スケールにおける基本的な方針

- 国立公園スケール（公園計画の地域又は管理運営計画区単位を想定）においては、利用者に対し、主にブランドプロミスで掲げる「感動的な自然風景」と「自然と人々の物語を知るアクティビティ」を提供する。
- このため、当該国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想においては、国立公園のビジョンや物語（ストーリー）を踏まえ、利用のゾーニングを行った上で、インタープリテーションの方針として、地域の重要資源と伝えたいメッセージ、来訪者に望まれる体験、利用者の類型と分析等を定める。
- これに基づき、核となる利用拠点を想定しつつ、必要に応じて地元協議会が自然体験活動促進計画を定め、民間事業者等はこれらを踏まえた自然体験アクティビティ等を提供する。

- 推進枠組みとしては、国立公園満喫プロジェクト地域協議会が担っていくことが想定される。都道府県及び地元市町村が主体的に関わることも重要である。
- 国立公園外を含めた広域連携の観点も重要である。

(2) 利用拠点スケールにおける基本的な方針

- 利用拠点スケール（集団施設地区等の利用施設群を想定）においては、利用者に対し、主にブランドプロミスで掲げる「感動体験を支える施設とサービス」や「サステナビリティへの共感」を提供する。
- このため、当該利用拠点のマスタープランにおいて、利用拠点に関する施設整備及び情報・サービス提供等、ハード・ソフト両面に関する（再）整備計画を定める。必要に応じて地元協議会が利用拠点整備改善計画を定め、環境省、自治体及び民間事業者等はこれらを踏まえた施設とサービスを提供する。
- 推進枠組みとして、利用拠点の関係者による地域協働実施体制を構築し、合意形成や具体の事業実施に取り組む必要がある。主な関係者は、地元市町村、地域DMO/DMC、地域商社、観光協会、商工会、地域金融機関、各種民間事業者等、多様な主体がビジョンを共有して役割を分担しながら関わることを想定され、利用拠点の利用全体をコーディネートしていくリーダーが重要である。

(3) 宿泊施設スケールにおける基本的な方針

- 宿泊施設スケール（宿泊施設又は宿泊施設群）においては、利用者に対し、主にブランドプロミスで掲げる「感動体験を支える施設とサービス」や「サステナビリティへの共感」を提供する。
- このため、宿泊事業者は、サステナビリティ、自然環境及び地域社会へのレスポンスビリティ、地域への経済効果の波及等の観点をもった宿泊施設の開発設置・運営・地域貢献に取り組むことが求められる。
- 宿泊施設において、インタープリテーションの方針に沿って利用者に地域の自然文化歴史に関する情報提供をする。また、宿泊事業者は地域のアクティビティ事業者と連携し、利用者に自然体験アクティビティ等の情報提供・予約機能を提供する。
- 加えて、宿泊施設において、利用者から協力金等を得て、次の2点についても取り組むことが期待される。具体的取組は、宿泊事業者が主体的に実施するほか、地域の主体の取組に対する参画や資金提供等、様々な形態が想定される。
 - ・周辺環境は、宿泊施設での滞在環境の演出や魅力の醸成に資するため、その質の維持・向上のための保全管理活動に取り組むことで、利用から保護への再投資を図る。
 - ・宿泊施設を拠点とした利用者の体験をより豊かにするため、利用施設の整備・維持管理や、地域の自然文化歴史とその体験プログラム等に関する情報提供に取り組み、利用の質を向上する。

- 宿泊施設が地域の中心となって、地域全体をまとめていく役割を果たすことも考え得る。

<コラム：小規模で高付加価値な宿泊施設の整理（2018年）>

- ・ 国立公園の代表的な風景が見渡せる魅力的なロケーションの中に立地し、小規模で風景と調和した施設で、地域社会への貢献や環境保全の取組に責任を持った事業活動をおこなう。
- ・ 施設の豪華さよりもその土地ならではの自然や文化などのアクティビティや、心の通ったサービスでゆっくりとリラックスできる落ち着いた滞在空間を提供できることが重要である。
- ・ 様々な地域の資源を、ホテルが軸となって一つのストーリーとして紡いでいくことで磨き上げていくことにつながると期待できる。
- ・ 施設については、小規模で風景と調和し、エネルギーや廃棄物の面からも環境に対するインパクトを最小限に抑えた施設であることが重要であり、インフラ整備も含めて、土地の改変を極力避け、撤去を想定した構造とするなど、将来の原状回復も想定した事業とすることが求められる。



【これでの議論を踏まえた整理（案）】

国立公園の利用の高付加価値化の取組（スケールの整理）

国立公園（公園計画の地域単位等を想定）

利用拠点

宿泊施設

宿泊者が自然体験アクティビティを実施

スケール	利用者に提供する機能	主な関係者	必要な取組（例）
国内公園（公園計画の地域又は管理運営計画区単位を想定）	自然と人々の物語を知るアクティビティの提供	国立公園満喫プロジェクト地域協議会、環境省、自治体等	基本構想（利用のゾーニング、インタープリテーション計画等）、ステップアッププログラム、自然体験活動促進計画等に基づき、利用のゾーニング・ストーリーにあったアクティビティを提供
利用拠点（集団施設地区等の利用施設群）	感動体験を支える施設とサービス	地域の協働実施体制、環境省、自治体等	マスタープラン、利用拠点整備改善計画等でエリアの（再）整備を実施
宿泊施設（群）	利用者への宿泊体験提供・情報提供拠点	宿泊事業者、地域の協働実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナブル等の高付加価値な宿泊体験の提供 ・利用者への地域の自然歴史に関する情報提供 ・アクティビティ等に関する情報提供・予約等

5. 【フェーズ1】候補となる対象公園の選定と基本構想の検討

(1) 候補となる対象公園の選定の考え方

- 以下の①～④の考え方を踏まえ、有識者等を含めた専門委員会を設置して、環境省が政策的に必要な観点から候補となる対象公園を3～4か所抽出する。抽出する単位としては、国立公園単位又は国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム作成地域のレベルとする。

①広域的な利用推進の観点があること。

- ・ インバウンド回復に向けた滞在型・高付加価値観光を推進するためには、広域的な利用推進の観点から、拠点都市、地域、拠点をつなぐ滞在型観光を推進する必要がある。このため、広域的な利用推進の取組を推進している、あるいは推進しうる公園であること。
- ・ (なお、国全体の観光政策の動向との連携も重要であり、インバウンド施策との連携の観点から、観光立国推進基本計画を踏まえ、持続可能な観光地域づくりや、地方への誘客の観点も重要。)

②国が取組を調整実施することにより効果が得られると見込まれること。

- ・ 環境省レンジャーがコーディネーターとなって地方自治体や民間事業者等ときめ細かに調整し、利用拠点の魅力向上に取り組む必要があること
- ・ 例えば、集団施設地区の環境省所管地において利用拠点の改善が必要な地域や、山岳地域等公益性が求められる地域、保護レベルの高い地域等での取組が想定される。

③利用面の計画・地域の推進体制・環境省の体制の基盤があること。

- ・ 満喫プロジェクトを実施している「先行的、集中的な取組を実施する8公園」「+3公園」等における、国立公園満喫プロジェクト地域協議会のように地域における合意形成・推進主体の枠組みが既にあること、国立公園の利用に関するビジョンやストーリーが共有されていること、利用の行動計画としてステップアッププログラム 2025 又は同等の計画が策定済みであること、環境省の国立公園管理事務所が設置されているなど現地の体制が比較的充実し、他の公園に比べて実施体制が整っていること。

④滞在型・高付加価値観光を促進できる可能性がある利用拠点を含むこと

- ・ 当該公園の中で、滞在型・高付加価値観光の拠点となり得る、具体的な利用拠点候補を1つ以上リストアップしうること。

(2) 候補となる対象公園における基本構想（案）の検討

- 抽出した対象公園における事業の構想・実現の検討に関する実施プロセスは以下の①～③を想定する。なお、抽出された対象公園の状況に応じて具体的な取組が決まってくることに留意すること。

①基本構想（案）の検討

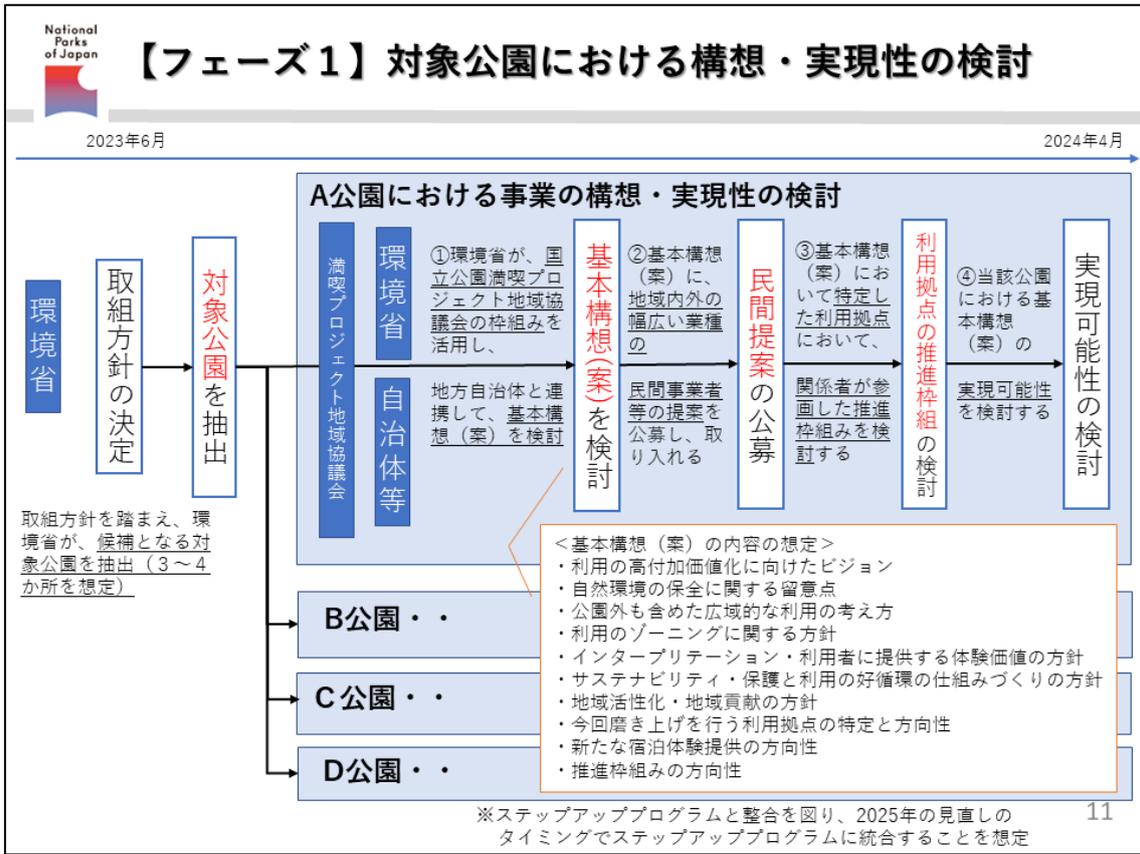
- ・ 環境省が、国立公園満喫プロジェクト地域協議会等の枠組みを活用し、地方自治体等と連携して、基本構想（案）を検討する。
- ・ 基本構想には、基本的には当該公園に関する以下の内容を含むこと。
 - ・ 利用の高付加価値化に向けたビジョン
 - ・ 第1章3. に示す事項に関する考え方
 - ・ 今回磨き上げを行う利用拠点の特定と方向性
 - ・ 新たな宿泊体験提供の方向性
 - ・ 推進枠組みの方向性と具体的な体制整備のあり方

②基本構想（案）への民間提案の取り入れ

- ・ 地方自治体に加え、宿泊施設に関する開発事業者・運営事業者等、アクティビティ事業者、アウトドア関連事業者、ホテル旅館組合、商工会、交通事業者、観光協会、DMO/DMC、地方銀行等の金融機関、地域内外の幅広い業種の民間事業者・団体から、基本構想（案）に対する提案を広く募集し、基本構想のとりまとめに民間提案を取り入れる機会を設ける。

③利用拠点における推進枠組みの検討

- ・ 当該公園の利用拠点における推進体制を構築するため、関係者が参画した推進枠組みのあり方を検討する。
- ・ 関係者としては、環境省、都道府県、市町村、地域 DMO/DMC、地域商社、観光協会、商工会、ホテル旅館組合、宿泊事業者、アクティビティ事業者、地域金融機関、商店・飲食店その他関連事業者等が想定される。
- ・ また、地域の実行組織やコーディネーターの役割を果たす人材の存在が重要であり、リーダーとして取組を牽引・調整する者を確保する必要がある。



6. 【フェーズ2】先端モデル地域（利用拠点）における最先端事例の創出

(1) 先端モデル地域（利用拠点）の選定の考え方

- フェーズ1で基本構想（案）を検討した対象公園から、実現可能性の観点から、有識者等を含む委員会の検討を経て、環境省が先端モデル地域となる利用拠点を1～2か所選定する。
- 環境省は、関係者と連携・役割分担の下で、以下の取組を実施する。
- なお、先端モデル地域として選定されなかった公園については、引き続き基本構想の検討を継続し、必要な取組を進めるとともに、適切な時期に先端モデル地域を目指した具体の取り組みを進めることも想定。

<選定の考え方（案）>

以下を基本としつつ、要件の具体化を検討する。

①推進体制の構築状況

- ・ 国立公園満喫プロジェクト地域協議会等における地域の合意が得られ機運醸成がされていること。
- ・ 関係地方自治体の積極的な参画・協力が得られること。
- ・ 現地における地域協働体制、事業実施体制の構築が見込めること。特に、面的な取

組に関するリーダー的な立場となる者が存在すること。金融機関の参画も見込まれること。

- ・ 2024年度から利用拠点における具体の取組に着手できること。

②国立公園としての滞在型・高付加価値観光推進のポテンシャル

- ・ 基本構想（案）の検討を通じて、当該公園の利用拠点において、自然を活用した滞在型・高付加価値観光を進めるポテンシャルが示されていること。
- ・ 基本構想（案）において、当該地域のブランディングの方向性が示されており、有効と認められること。

(2) 先端モデル地域（利用拠点）における具体の取組実施

- 先端モデル地域に関する実施プロセスは以下の①～⑤を想定し、必要な取組を実施する。なお、抽出された地域の状況によって取組の内容は異なる可能性に留意すること。

①先端モデル地域の基本構想の決定

- ・ 先端モデル地域における基本構想（案）について、国立公園満喫プロジェクト地域協議会に諮るなどし、決定する。

②利用拠点における地域協働実施体制の構築

- ・ 利用拠点において、関係者による合意形成のためのプラットフォームや事業実施体制を構築する。なお、利用拠点の状況に応じて必要な人材を確保・投入する。

③利用拠点のマスタープランの検討策定

- ・ 基本構想を踏まえ、利用拠点におけるマスタープランを検討策定する。なお、地域関係者や④で選定された宿泊事業者の意見も取り入れること。

④新たな宿泊体験を提供する宿泊施設の誘致（選定・公募）

- ・ 新たな宿泊体験の提供に向けて、宿泊施設を誘致する。誘致にあたっては、サウンディング調査を複数回実施し、誘致場所（土地）や要件等を決定した上で、宿泊事業者の公募・決定を進めることを想定している。

⑤利用拠点の面的な魅力の向上に関する取組実施

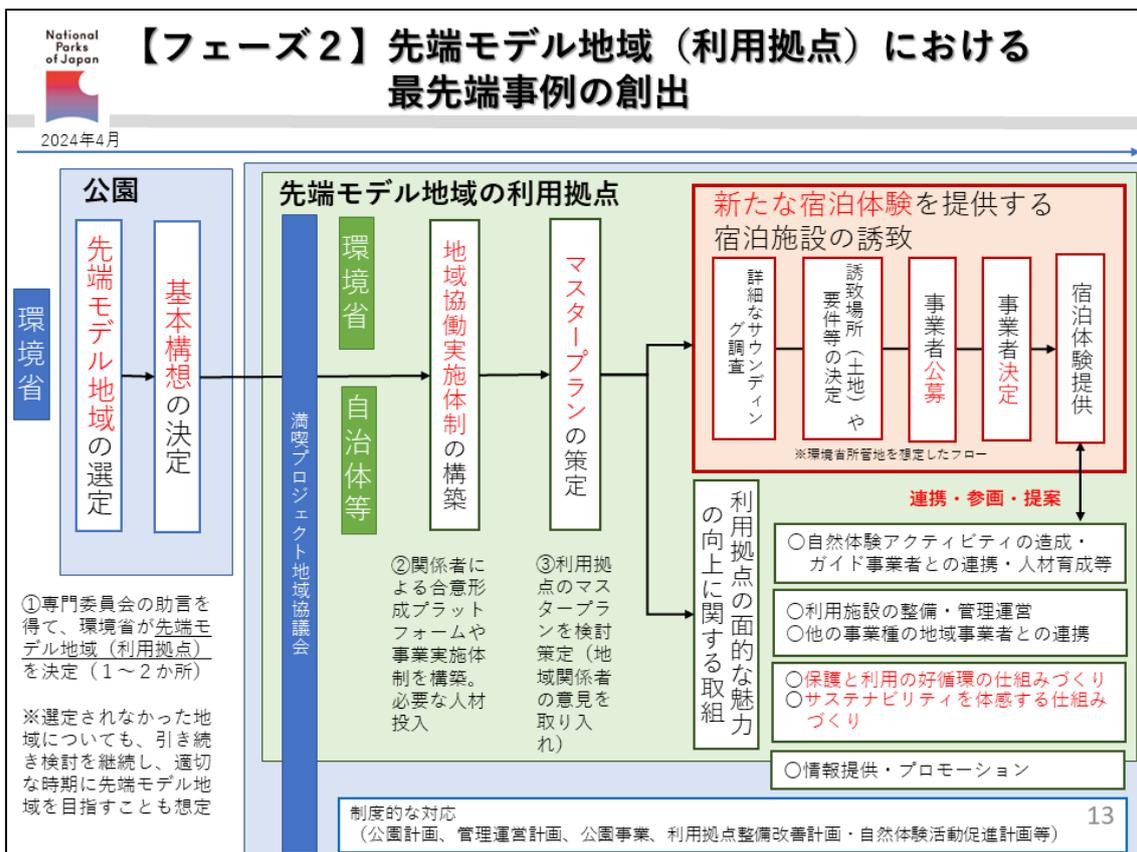
先端モデル公園の基本構想及び利用拠点のマスタープランを踏まえ、次の内容を官民連携にて実施する。

- ・ 宿泊施設と連携した自然体験アクティビティの提供

- ・ サステナビリティに共感する仕組みづくり
- ・ 保護と利用の好循環の仕組みづくり
- ・ 利用施設の整備・管理運営
- ・ 地域の事業者との連携
- ・ 情報提供・プロモーション

⑥民間提案を取り入れた制度的な対応（公園計画関係等）

- ・ 基本構想やマスタープランを踏まえて、公園計画や管理運営計画の必要な見直しを速やかに行うとともに、公園事業の決定・変更等、必要な制度的対応を実施する。地種区分の見直し、新たな集団施設地区や宿舍事業の決定、変更、認可等も想定される。
- ・ 地元市町村を含む協議会等が、利用のゾーニングに応じて国立公園内の利用のまとまりがあるエリアにおいて自然体験活動促進計画を策定し、利用拠点において利用拠点整備改善計画を策定し、両計画が連携して魅力向上を行っていくことが想定される。



7. 今後の課題

今回の検討で挙げられた今後の検討課題を以下にまとめる。

- ・山岳利用の高付加価値化（山小屋の高付加価値化）
（公園事業制度）
（利用者負担）

参考資料集

- 参考資料 1 国立公園の宿舎事業のあり方について（概要）
- 参考資料 2 国立公園満喫プロジェクト 2021 年以降の取組方針
- 参考資料 3 宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会委員会
（委員名簿及び検討経緯）